

## 県産農産物・加工品の輸出の現状等

### 輸出実績

#### ① 県産農産物〔H26〕

国名	輸出量	構成比 (輸出量)	主な農産物等					
			米	りんご	もも	さくらんぼ	牛肉	
TPP参加国	シンガポール マレーシア 米国	45.2 19.7 0.2	9.9% 4.3% 0.0%	36.5 12.5 0.2	8.2 0.5 0.0			
TPP非参加国	香港 台湾 中国 タイ イギリス フィリピン その他	254.5 89.1 23.0 13.4 5.0 3.2 1.8	55.9% 19.6% 5.1% 2.9% 1.1% 0.7% 0.4%	201.5 3.2 23.0 2.9 5.0 2.8 1.1	4.4 68.2 0.1 9.9 0.2 2.8 1.1	9.9 12.8 0.1 0.2 0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	10.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1
合計	65.1	14.3%	36.7	20.7	0.5	0.0	0.0	
構成比(品目別)	455.1	100%	272.3	107.1	23.4	0.2	10.2	
			59.8%	23.5%	5.1%	0.0%	2.2%	

#### ② 県内企業の加工品(飲食品)〔H25〕

分類	国・地域名	輸出金額	構成比	主な加工品			
				酒類	菓子	麺類	ジュース
TPP参加国	シンガポール マレーシア 米国 カナダ 豪州 ニュージーランド	17 5 102 1 52 1	2.0% 0.6% 12.2% 0.1% 6.2% 0.1%	9 5 100 1 4 1	2 0 0 48 0	3 0 0	
TPP非参加国	台湾 中国 香港 韓国 その他	418 81 41 30 85	50.2% 9.7% 4.9% 3.6% 10.2%	14 12 28 10 39	380 67 5 20 2		0 5 5 0 43
合計	833	100.0%	223	524	46	5	

※県内企業が製造した製品の調査のため、県産品以外の原料が含まれている場合がある。

### 輸出の現状

#### ① 県産農産物は、香港、台湾、中国の東アジア地域への輸出量が全体の80.6%。

- <主な要因>
- ・米を主食とし、邦人も多いなど日本の食文化や嗜好に近い。
  - ・これまでフェア等の販売プロモーションやバイヤー招聘を重点的に行ってきた。
  - ・検疫→台湾向けは多くの品目で証明書の添付により輸出が可能 → 香港への輸出に当っては基本的に検疫証明書自体が不要
  - ・輸送コスト等が少なく済む。
  - ・欧米ではG-GAP取得が優先されるのに対し、東アジアの輸出先からは国際的な認証規格の取得まで求められていない。

#### ② 輸出には現地の農産物・加工品に比べ様々なコストがかかり、価格は高くなるため、富裕層が主なターゲット。販売量は伸びにくく、輸出量も少ない。

- 輸出を巡る諸条件等(非関税障壁等)
- ・検疫(二国間協議)
  - ・食品安全基準(GAP、HACCP、残留農薬など)
  - ・嗜好・価格・ニーズ(マーケティング)
  - ・輸送コスト・輸送距離
  - ・輸出推進体制

## TPP協定による農産物・加工品の輸出に係る大筋合意内容等

### ➤ 主な輸出品目の関税撤廃・削減の状況(概要)

凡例 無税又は関税即時撤廃+検査の制約なし

品目	国名	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	米国	カナダ	メキシコ※	チリ	ペルー※	豪州	NZ	
		現行 ↓ 大筋合意	(無税)	40% ↓ 11年目撤廃	40% [22.5%] ↓ 即時撤廃	(無税)	1.4セント/kg ↓ 5年目撤廃	(無税)	20% ↓ 10年目撤廃	6% ↓ 8年目撤廃	0%+従量税 ↓ 従量税維持	(無税)	(無税)
		検査条件	◎	◎	Q	P+Q	◎	◎	△	◎	△	◎	◎

品目	国名	シンガポール	マレーシア※	ベトナム	ブルネイ※	米国	カナダ	メキシコ	チリ※	ペルー※	豪州※	NZ	
		現行 ↓ 大筋合意	(無税)	(無税)	15~31% [11.3%] ↓ 3年目撤廃	(無税)	枠内(日本向け):4.4セント/kg、 200トン 枠外:26.4% ↓ 枠内:即時~10年目撤廃 枠外:日本向け関税割当 (無税、6,250トン(14年目)) 15年目撤廃	26.5% ↓ 6年目撤廃	20~25% [枠内(日本向け): 2.0~2.5%、6,000トン] ↓ 10年目撤廃	6% ↓ 即時撤廃	17% ↓ 11年目撤廃 (ローズ適切は即時撤廃)	(無税)	(無税)
		検査条件	★	×	★	×	★	★	★	×	×	×	★

品目	国名	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	米国	カナダ	メキシコ※	チリ※	ペルー※	豪州	NZ		
		現行 ↓ 大筋合意	(無税)	5% [無税] ↓ 即時撤廃	15% [7.3%] ↓ 3年目撤廃	(無税)	(無税)	(無税)	(無税)	20% [枠内(日本向け): 10%、500トン] ↓ 11年目撤廃	6% [2.625%] ↓ 即時撤廃	9% [6.75%] ↓ 6年目撤廃	(無税)	(無税)
		検査条件	◎	◎	★	P+Q	★	Q	△	△	△	★	★	

品目	国名	シンガポール	マレーシア	ベトナム※	ブルネイ	米国※	カナダ※	メキシコ※	チリ※	ペルー※	豪州※	NZ※	
		現行 ↓ 大筋合意	(無税)	5% [無税] ↓ 即時撤廃	20% [16.9%] ↓ 2年目撤廃	(無税)	(無税)	無税又は5.62セント/kg (ただし、8.5%以上) ↓ 即時撤廃	20% ↓ 即時撤廃	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [無税] ↓ 即時撤廃	(無税)	(無税)
		検査条件	◎	◎	△	P+Q	×	△	△	△	△	△	△

品目	国名	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	米国	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	豪州	NZ	
		現行 ↓ 大筋合意	(無税)	無税又は6% [無税] ↓ 即時撤廃	20~30% [14.6%] ↓ 4年目撤廃	(無税)	無税~4.5% ↓ 即時撤廃	2%~5.42 セント/kg + 4% ↓ 即時又は 11年目撤廃	10% [無税] ↓ 即時撤廃	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	5% [無税] ↓ 即時撤廃	5% ↓ 2年目撤廃
		検査条件	(無税)	◎	△	(無税)	(無税)	△	△	△	(無税)	△	△

品目	国名	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	米国	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	豪州	NZ	
		現行 ↓ 大筋合意	(無税)	25.50マレーシア リンギットper 100% vol./ℓ ↓ 16年目撤廃	59% [23.6%] ↓ 3年目撤廃	(無税)	3セント/ℓ ↓ 即時撤廃	2.82~12.95セント/ℓ ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [無税] ↓ 6年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	(無税)
		検査条件	(無税)	◎	△	(無税)	(無税)	△	△	△	△	△	(無税)

注1:「現行」は、TPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。 [ ]内は、EPA税率。  
 注2:「検査条件」の ◎:植物検疫証明書無しで輸出可能 Q:植物検疫証明書を添付すれば輸出可能 P:相手国の輸入許可証の取得が必要 ☆:二国間合意に基づく特別な検査条件を満たしたもののみが輸出可能  
 △:輸出相手国の検査条件が未設定のため輸出できないか又は不明(実質輸出不可) ×:相手国が輸入を原則禁止。  
 注3:「国名」にある ※は、現在、検査の理由から輸出できない国、又は検査協議を行っていない国。牛肉は、現在、検査協議中の国

### <農産物>

- 共通
  - ・関税が撤廃される品目でも、輸出先国によっては検疫等の関係で実質的な輸出促進効果はないものと考えられる。
  - ※農産物の輸出には、植物検疫のほか各国が定める重金属や残留農薬の基準値をクリアする必要があり、日本の残留農薬基準値をクリアする場合であっても、外国の基準を満たさないときには、輸出が認められない。
- コメ
  - ・TPP交渉参加国中、植物検疫上輸出が可能(検疫の制約なし又は日本での輸出検査や輸出先国の輸入許可の手続きで輸出可能)なのは、米国、カナダ、豪州、マレーシア、シンガポール、チリ、NZ、ベトナム、ブルネイの9カ国。
  - ・GDPが最も高い米国については、5年後に関税撤廃されるが、現行関税が1.4セント/kgと低額であり、関税撤廃による輸出促進効果は限定的と考えられる。
  - ・ベトナムについては、関税が即時撤廃されるが、世界第2位のコメ輸出国(約700万t)であり、関税撤廃による輸出促進効果はほとんど期待できないものと考えられる。
- 牛肉
  - ・TPP交渉参加国中、動物検疫上輸出が可能(二国間合意に基づく特別な検査条件を満たしたもののみ輸出可能)なのは、米国、カナダ、メキシコ、シンガポール、NZ、ベトナムの6カ国。
  - ・米国への輸出は、新たに無税枠(当初3,000t)の設定や16年目以降の関税撤廃などにより、輸出拡大が期待できるものと考えられる。[再掲]
  - ・チリについては、関税が即時撤廃されるが、牛肉の輸入が認められていないため輸出促進効果はない。
- りんご
  - ・TPP交渉参加国中、植物検疫上輸出が可能(検疫の制約なし又は日本での輸出検査や輸出先国の輸入許可の手続き、若しくは二国間合意に基づく特別な検査条件を満たしたものについて輸出可能)なのは、米国、カナダ、豪州、マレーシア、シンガポール、NZ、ベトナム、ブルネイの8カ国。
  - ・マレーシア及びチリについては、関税が即時撤廃されるが、マレーシアは既にEPAにより無税であり、チリは、植物検疫上の条件が未設定のため輸出ができず、輸出促進効果はないものと考えられる。
- さくらんぼ
  - ・TPP交渉参加国中、植物検疫上輸出が可能(検疫の制約なし又は日本での輸出検査や輸出先国の輸入許可の手続きで輸出可能)なのは、マレーシア、シンガポール、ブルネイの3カ国。
  - ・輸出可能国のうちシンガポール、ブルネイは、現行無税であり、マレーシアについても既にEPAで無税となっているため、輸出促進効果はないものと考えられる。

### 関税撤廃の影響イメージ

### <加工品>

- 米菓
  - ・TPP交渉参加国の中では輸出実績の多い豪州の関税が即時撤廃されるが、既にEPAで無税となっており、実質的な輸出促進効果はないものと考えられる。
- 日本酒
  - ・5カ国で関税が即時撤廃されるが、メキシコ、チリ、豪州については、既にEPAで無税であり、EPAを締結していない米国、カナダについても、現行関税率が比較的低いため、実質的な輸出促進効果は限定的と考えられる。

➡ 以上のように、TPP交渉参加国への輸出は、依然としてハードルが高く、急増するような状況ではないと考えられる。